

平成29年度第3回
滋賀県大規模小売店舗立地審議会

日 時 平成29年(2017年)9月25日(月)

10時00分～

場 所 滋賀県庁 大津合同庁舎7-B会議室

議 事 次 第

1. 開会

2. 議題

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

(仮称)ドン・キホーテ豊郷店 (法第6条第2項 変更)

(仮称)ザ・ビッグ豊郷店 (法第6条第2項 変更)

西松屋近江今津店 (法第5条第1項 新設)

3. その他

4. 閉会

[午前10時00分 開会]

1. 開会

(挨拶 記録省略)

2. 議題

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

(事務局説明 記録省略)

○会長：これまでの説明に関しまして、御質問等はございますでしょうか。

○委員：今回、変更届出が2件ということですが、いずれも営業時間の深夜への繰り下げという案件です。新設届出の際など、法に基づく手続きを経て、審議会で審議をして、運営方法等が決まっているものを、審査後にテナントが決まって、営業時間が深夜時間帯になったであったり、24時間になったであったりと、今回の届出のように変更で上がってくるというのは、1回目の審査をクリアしやすいように、審査が通りやすい時間帯でやっているように思えます。つまり、変更であれば、どこの自治体も軽く流してくれると、事業者は思っているのではと思います。

このようにテナント入替えの営業時間の変更といったものは、従来どのように扱っているのかというのが1つです。

それから、例えば、騒音への配慮から営業時間は22時より短くすることを一つの事例として附帯意見を付けたことがあると思うのですが、そのような附帯意見を付けたにもかかわらず、営業時間を延刻するというような変更届出があれば、審議会からの附帯意見を無視していることになると思います。この点、どのような運用になっているのか教えてください。

○事務局：我々の概要説明で不足しており申し訳ないのですが、今回の変更届出である「(仮称)ドン・キホーテ豊郷店」「(仮称)ザ・ビッグ豊郷店」に関しましては、もともと商業施設が新設で立地していたところに、テナントの入替えでそれぞれ入ってくる形でございます。

ドン・キホーテ豊郷店に関しましては、もともと家電量販店が入っていた建物ですが、退店されました。営業時間はこれまでの家電量販店が21時までとなっておりますが、ドン・キホーテさんは24時間営業をするということで変更届出をされました。

ザ・ビッグ豊郷店に関しましても同様にテナントの入替ですけれども、もともと総合スーパーが入っていて21時までの営業時間でやっておりました。この総合スーパーが退店されて、今回、ザ・ビッグさんが入って来られた。こちらの小売業者も23時まで行うということで営業時間変更という形で届出をされている。

審査としましては、届出のあったものを審査しますので、ドン・キホーテにしてもザ・ビッグにしても、営業時間の変更等で発生する周辺への影響について、対応がきちんとされているか審査していただければと思います。

○委員：私から見ると、変更という扱いになるのか疑問です。テナントの入替えで中身が変わってくるということは、交通量予測もそうですが、根本的に来客の質・量が変わってくると思います。単にテナントが入替わることに伴って営業時間を延ばしますという話ではなくて、極めて新設に近い、来客の質・量ともに変わってくる話ではないでしょうか。

○事務局：たしかに新設にかなり近いのですけれども、いずれも建物設置者や営業時間等以外の届出事項は変わらないのです。これまでに届出があった店舗の中身だけが変わる場合に関しましては、変更という扱いで、立地法上はされているのです。

○委員：それは、どこに書いているのでしょうか。

○事務局：変更届出というところでいいますと、法律の条文を要約しますが、新設の届出があった小売店舗については、届出に係る店舗の名称や所在地、小売業を行う者、代表者の氏名等です。このような事項の変更があったときは、建物設置者は、遅滞なく都道府県に届け出なければならないとなっています。

これが、テナント入替えの場合に変更届出という形で適用する条文となっております。つまり、営業時間等の届出事項が変わらずにテナントが入替えになった場合に関しては、小売店舗が変わりましたという届出をすればよいという形となっております。

○委員：審議会には諮らないのでしょうか。

○事務局：名称や中身が変わっただけになりますので、かからない案件でございます。

○委員：そのテナントの業種などが変わったとしてもでしょうか。

○事務局：はい。全く業種が違っててもかかりません。

○委員：それは法で決まっているのですか。

○事務局：そうです。

○委員：施行令か何かですか。

○事務局：いや、法律でございます。

○委員：例えば、電気屋さんからドラッグストアに変わるときに、ピークの時間帯とか客層が変わってきます。それでも建物が一緒に、届出事項に変更がなければ報告のような形で済んでしまうということでしょうか。

○事務局：そうです。

○委員：今回、たまたま営業時間を変更するから、届出されて、審議会にも諮っていることでしょうか。

○事務局：はい。

○委員：合理的ではない制度と感じます。

○事務局：あまりにも業態が変わるようなときなどは、立地法14条に報告制度がありますので、例えば、入替え後の店舗で駐車場が足りているかどうかというのは、その14条の報告に基づいて、調査をかけるということは可能です。ただし、それは入替等を常に把握していなければいけませんので難しいところはあるのです。

○委員：もう1点、変更届出ということですが、最初に立地したときの審議会や他の関係機関からの意見は手元にありますか。

営業時間に関する意見が出ていたら、慎重に扱った方がいいと思います。

○事務局：今、手元にございませんで、この審議会が終わった後に調べさせていただいて、営業時間に関しまして意見等がございましたら、皆様の意見を踏まえた上で、修文する形でさせていただければと思います。

○会長：よろしいでしょうか。

○委員：はい。

○会長：それでは、最初に立地したときの話につきましては調べていただきまして、連絡いただくようお願いします。

また、1点目の質問にあったテナント入替の話になりますが、交通に関して、指針では業種が何であれ、同じ計算式になるのです。スーパーであれ、ドラッグストアであれ同じ計算式で、ピークの割合も一緒に計算をしますのです、同じ結果になってしまうのです。

それが正しいのかどうかという問題はあるのですが、指針が要求する数値なので、今回、テナント入替で計算をしても従前店舗と同じ結果です。

○委員：ドン・キホーテの客層は、一部は深夜に騒ぐような若者をターゲットにしていると思います。一部の地域では、それが結構問題になっていると思いますけれども、24時間営業で、夜に遊び回っている若者が集まってくる中で、以前の家電量販店とは全然客層が違う。このような状況で、形式的な騒音予測も含めて、単に営業時間延長という変更という形で済ましてしまっているものなのかどうかというのは、疑問は残ります。

○会長：深夜営業に関しては、青少年のい集の問題が新たに出てくるので、これから審議いただければと思います。

○委員：深夜にある程度の来客があるという中で、交通の予測はしているのでしょうか。

○事務局：今回は交通の予測まではしておりません。営業時間延刻の場合にどこまでの交通量予測を求めるかといいますと、届出の内容にもよりますが、まず、ピークの時間帯というのは朝の7時とか8時、もしくは夕方とか、このあたりにピークが来ることが多いのです。

営業時間を延刻して、例えば0時に店舗前面の道路にピークの時間帯が来るかと言われたら、そういうことはなかなかないのです。ただし、今回の届出ではお渡ししていないのですが、事務局の方では、類似店舗でどの時間帯にお客さんのピークが来るかであったり、前面道路の交通量というのは、主要な道路でしたら道路交通センサスというものがございますので、どの時間帯でピークに来るかであったり、新設届出の際の交通量調査の資料であったりなど、これらの資料を照らし合わせて、交通管理者等の意見も勘案しながら夜間にピークが来ないことや、大幅な増加はないと判断し、交通量予測は不要としております。

○委員：事務局で確認して、問題ないという判断をしているということでしょうか。

○事務局：はい。お客さんの割合とか、店舗からしますと、縦覧として公開する資料として望ましくないものですので、そういったものは基本的に添付しておりません。

○委員：届出に添付すると、正式な届出資料になる。事業者が非公開の資料としたいことを公開することは過度な要求と言われると困るということですね。

○事務局：はい。

○委員：分かりました。

○会長：はい、どうぞ。

○委員：今の御質問と関連するのですけれども、前回の審議会で営業時間のことに関して
附帯事項を付けました。どのような意味合いで付けたのでしょうか。

○事務局：営業時間の短縮について付けたと思いますけれども、これに関しましては騒音
に関する影響緩和を目的としたものでございます。基本的に22時以降を夜間と言っ
ておりますけれども、夜間における騒音規制法に定める基準値は、かなり厳しくなっ
ております。

夜間に営業をすると、当然、音が発生しますので、それによって超過するのだとしたら、
夜間に営業しなければ、そこは問題ないのではないかという議論になっていたと思いま
すので、そのようなことを踏まえまして「営業時間の短縮などを検討するよう」のよう
な形で附帯意見を付したものです。

○委員：そこでポイントになるのが、夜間の騒音ですよね。基準値は下だったのですか、
上だったのですか。

○事務局：上でございます。店舗敷地境界で規制値を超過しているのが、附帯意見を付け
たということです。

○委員：はい、分かりました。

○会長：他、よろしいですか。

○委員：この豊郷の2店舗、最初にこの審議になったのはいつでしょうか。

○事務局：まずはドン・キホーテ豊郷店の方でございますけれども、もともとは「(仮称
) テックランド滋賀豊郷店」で、家電量販店であるヤマダ電機が入店していた店舗で
ございます。新設の届出に関しましては平成24年9月27日でございます。基本的に新
設ですと8月制限がかかりますので、1年後ぐらいがオープン日ではないかと思えます。

ザ・ビッグ豊郷店に関しましては、もともと「ユーストア豊郷店」という名称で新設
されています。これが平成14年10月に本県の方で届出を受理しておりますので、1
年後ぐらいにオープンされたのではないかと思います。

○会長：他に、よろしいでしょうか。

御質問等ないようでしたら、設置者の方から御説明いただきたいと思えます。

最初に、(仮称) ドン・キホーテ豊郷店の設置者からお願いいたします。

(仮称) ドン・キホーテ豊郷店 (法第6条第2項 変更)

○会長：それでは、(仮称) ドン・キホーテ豊郷店の変更届出につきまして、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分ぐらいで御説明をお願いできればと思います。

○設置者：今回の(仮称) ドン・キホーテ豊郷店については、設置者がヤマダ電機、小売業者がドン・キホーテという形になっています。

届出書の図面3に示させていただいています店舗面積、駐車台数、荷さばき施設、廃棄物保管施設、出入口の箇所、位置等はすべて、これまで運営されていたヤマダ電機と同じような形になっており、今回は、営業時間の変更、それに伴って駐車場利用時間の変更の届出をしています。

営業時間は24時間に変更ということになりますので、騒音の予測をさせていただいています。騒音の予測地点は、図面2の周辺図に示させていただきまして、等価騒音レベルでは基準値以下という結果になっています。夜間最大値におきましては、c、dで最大値超過という結果になっていますが、これは出入口前の予測地点でありまして、周辺の近接住居位置では基準を下回る結果になっております。

図面2において、東側に直近で住居が並ぶような周辺状況になっていまして、図面3では、下側が東側になるのですが、駐車場の夜間規制をして、周辺への配慮をさせていただいております。騒音関係は以上になります。

次に、防犯関係ですが、今回の店舗は防犯カメラおよび防犯ゲートを設置させていただきまして、青少年の犯罪を未然に防ぐという対策をとらせていただいております。

図面4-1、4-2で、カラー立面図で建物の外観、形を確認ください。

図面3に戻ります。届出をさせてもらっていた段階では、まだデザイン検討中ということになりますが、図面3の左上に示させていただいておりますが、国道8号が交通量も多いところですので、右折入庫禁止および左折で出庫していただくような看板も設置させていただいて、周辺交通への影響もなるべく回避できるような対策をとらせていただいております。

この店舗は3月17日にオープンしまして、今まで地元住民からの苦情とか、トラブルもなく、現在まで営業させていただいておりますので、今後も引き続き、運営方法を変えずに営業をしていきたいと思っております。

届出事項は以上になります。

○会長：はい、ありがとうございました。

そうしましたら、委員の皆様から御質問いただきたいと思います。

(仮称)ドン・キホーテ豊郷店に関する御質問は、すべてこの場でお願いいたします。

○委員：ドン・キホーテは、既に滋賀県内に何店舗、展開されていますか。

○設置者：現在は、豊郷店以外ですと草津店、長浜店、大津店の3店舗だと思います。

○委員：深夜営業も含めて営業されているご経験を踏まえて、今回のテナントの入替えに際して、特段配慮している事項や他店舗での問題があったことについて、それを防ぐような手立てとして、どんなことを考えておられるか、教えてください。

○設置者：はい。ケース・バイ・ケースというのは実際あるのですけれども、他店舗のことを踏まえて、懸念はいろいろありましたが、運営していったところ、今回の店舗の場合、問題はかなり少ないという状況です。最初の段階では、従業員による店舗の巡回すとか、オープン当初に関しては、外部の警備員を入れるとかやっていたのですけれども、実際それほど防犯に対して、あまり配慮する必要がないというわけではないですが、犯罪がかなり少ない状況です。

全体的にお客さんもそれほどいないというような状況ですので、他店を踏まえて対策は試みたものの、今回はちょっと空振りに終わったぐらいの形になっております。

○委員：滋賀で深夜営業しても、あまりお客さんが来ない。青少年が健全な生活を送っているとは言わないのですけれども、立ち寄って騒がないという実態を踏まえたと、例えば深夜営業はしないという考えはあるのでしょうか。

○設置者：若者だけを集めるという訳ではありません。夜間に国道8号を走っている方ですとか、夜遅くまでお仕事をされている方もいますので、そういうお客様は安心してご来店いただいているというような状況です。

○委員：深夜営業を控えるというオプションは、御社ではないということによろしいでしょうか。

○設置者：そうです。売上げを見ていくというところはあるのですけれども、営業してもお客様も来ないという状況であれば、短くすることも他の店舗ではございます。それは営業していく上で、考えているところです。

ただし、この店舗は現在、朝の9時から翌2時の営業時間にしております。届出は24時間でさせていただいているのですが、そのあたりは来客の様子を見てというところで、3時に延ばす、4時に延ばすとかいうのはあるのですが、1時にするとかということもあり得るかもしれないです。

- 委員：届出は24時間だけど、実態は2時としているという意味ですか。
- 設置者：はい。今現在、2時までで営業しております。
- 委員：それは24時間で届出した方がフレキシブルだからということですね。
- 設置者：実際オープンしてみないと、どれぐらいお客様が夜間いらしてくださるかというのが分からない状況でもありますし、騒音の関係でも、24時間でとっておいた方が厳しい側になると思いますので、それでも近隣に迷惑がかからないというような状況を最初から考えておきたいというところです。
- 会長：他に、いかがでしょうか。
- 委員：届出書の図面3を拝見したときに、従業員用駐車場31台というのがございまして、図面の凡例を見ますと、夜間規制範囲になっているように読み取れたのですが、それは間違いないでしょうか。
- 設置者：はい、そうです。
- 委員：従業員の方々の夜間勤める方々が帰られる場合とかは、どこに駐車されていて、実際どういう運用になっているのかというのが分からないのです。
- 設置者：夜間であっても、従業員用の駐車場に停めて、夜間帰る従業員は最徐行で帰るというような考えです。
- 委員：ということは、規制範囲といっても、実際は使っているということですか。
- 設置者：従業員は使っています。お客さんは使えないようバリカー等で閉めています。
- 委員：例えば、騒音等に関して、影響を及ぼすということはないということでしょうか。
- 設置者：今回、騒音の予測上では、来客車両は時速20キロのパワーレベルを使って予測させてもらっています。従業員は10キロとか最徐行で走行するように指導とかできますので、10キロで行けば、基準以下にはなるというような計算はしています。
- 委員：その場合、夜間規制範囲として、図面上、凡例として入れるべきなのでしょうか。
- 設置者：お客さんに対しての規制範囲ということで、入れさせてもらっています。

○会長：騒音の検討範囲が、お客さんの車に対する騒音という扱いということによろしいでしょうか。

○設置者：はい。

○会長：従業員の車に関しては、予測対象範囲外という扱いによろしいでしょうか。

○委員：規制された理由としては、おそらく民家等があるからということになると理解していますけど、規制区域に従業員の駐車場があつて、夜間、出入りがあると、実態としては、車の出入りがあるということです。これは、意図されていることと、ちょっとずれが生じるのではないかと思います。

○設置者：意図しているところは、あくまでもお客さん用に対する規制範囲ということで、図面を示させていただいていますので、意図しているところと違うということはないです。

○会長：最終的に、住居側に対する騒音を減らしたい訳ですよね。

○設置者：はい。

○会長：お客さんが入らないというのが一つ対策としてあると思うのですが、従業員の車が移動するときに、10キロであれば大丈夫という検証があればいいと思います。例えば、従業員の車が移動し、騒音が発生するのであれば、従業員用の場所を夜間はもう少し住居から離したりするという手もあると思います。

より騒音を減らすことに対して、それがもし有効であれば、そういう手もあるかと思っています。

○設置者：実際、数字で届出上示しては不是のすけれども、時速10キロで計算すると、住居側で基準以下になる結果になっています。それは、入替え前の店舗であるヤマダ電機は22時まで営業で、22時半まで駐車場が利用できるという届出で、22時30分の中の最大値でも基準以下という結果になっていたからです。今回も同じレイアウトになっていますので、同じ結果にはなると思っています。

○会長：では、その届出で確認されているということによろしいでしょうか。

○設置者：はい。

○委員：あと2点ございまして、1つは、先ほども御質問がありましたが、変更届出書の5ページで、深夜営業ということもありますので防犯とか、あるいは利用者による何かの迷惑行為であるということも可能性としてはあり得るのかなと思うのです。

いろいろと届出書に記載いただいているのですが、特に地域との連携、協力体制という点で具体的に何かお考えのものがありませんでしょうか。

また、店舗として、どなたが窓口となって、地域からの声を集められるのか、お考えのことがあったら、教えていただければと思います。

○設置者：説明会の前には、自治会にご挨拶に行くなどやっております。すぐ向かいの店舗が自治会の役をやられているというような状況で、いろいろお話はさせていただいているのですが、防犯に対する具体的な要請とかあればこちらも対応するのですが、今のところなく、仲よくやっていきたいと思いますというようにお話をいただいています。

窓口は、豊郷店の店長になっておりまして、近接の方にも何かあればすぐに言ってくださいという話をして、オープン前も何度かお話をさせていただいています。

○委員：分かりました、店長さんが今後も情報収集していただくということをお願いします。

もう1点は、今回の届出とは直接かかわらないところかもしれませんが、先ほど御説明があった届出図面3、国道8号に対する右折入出庫を抑制するというお話がありましたが、そのあたり、実態としていかがでしょうか。既に営業されているということで、特に夜間なんかですと、国道8号ということでかなりのスピードで走行していると思いますので、右折入出庫の発生により、現状、大きな問題等は起きてないのか。

○設置者：現状、地元の方は店舗周辺の事情もお分かりでして、もう一つの出入口②がありまして、出入口①から右折で彦根方面に出られたい方は、出入口②を使って、信号から右折されるということを当たり前のようにやられているような状況で、問題というのは今のところ発生していません。

○委員：場合によって、夜間なんかには、もしトラブルが起きるようであれば、出入口①を閉めるというオプションもあり得るのでしょうか。

○設置者：そうですね。出入口①は彦根方面から来られるお客様は左折で入りやすいと思いますので、基本的には考えていません。

○委員：分かりました。

○会長：他に、いかがでしょうか。

○竹原委員：同じく図面3ですけれども、照明灯が幾つかあります。夜間営業されるに当たって、照明を当然付けられることになると思うのですが、照明灯の高さはどれぐらいですか。

○設置者：高さは4メートルぐらいだとは思いますが、今回、従前の店舗であるヤマダ電機さんのものからLEDのものに替えています。LEDの下方照射だけのものに変えていまして、周りが全体に明るくなるものではなく、近隣に配慮させていただいています。

照明に関しては、近隣から防犯上付けておいてほしいという話と、まぶしいから消してほしいという話と2つありまして、何度か話をさせていただきますと、照明が現状としてまぶしく感じるものではありませんので、真っ暗になってというよりは、少し明るい方がいいという防犯面を優先させる結論になりました。

○竹原委員：4メートルといいますと、フェンスが2.5メートルなので、それより高い位置になっています。防犯上必要だと思うのですが、物によっては向きがいろいろありますので、輝度の高いものが直接、南の住居の方に当たるといったところが、発生しましたら、向きを変えていただくという配慮ができるようお願いいたします。

○設置者：はい。

○会長：他に、いかがでしょうか。

○委員：夜間規制の駐車場における、騒音予測は従業員の車が夜間通ることは想定されていない数値ですか。

○設置者：そうです。

○委員：実際のところ従業員の車両は通過しますが、以前の店舗であるヤマダ電機さんの予測資料を見たら基準を超過していないかは分かるということですか。

○設置者：ヤマダ電機さんのときは、駐車場利用可能時間帯が22時半まででした。夜の時間帯は22時から22時半の30分間ありますので、そこで夜間の車両走行音の予測をされています。この予測において、住居位置で基準以下となっているので、今回も従業員が通っても基準以下にはなるというような考えであります。

○委員：それは前の届出資料を見たということによろしいですか。

○設置者：はい。

○委員：その騒音予測については、ヤマダ電機の新設届出の審議において、審議会に出した資料に添付されているものですか。

○設置者：届出書に記載されていますので、出ています。

○委員：分かりました。

○会長：他に、いかがでしょうか。

○委員：設置者であるヤマダ電機さんとの関係の確認です。依然として建物の所有者はヤマダ電機で、ドン・キホーテさんはあくまでテナントとして入るということで、例えば、事故とか苦情等の受付や処理の責任の主体については、どのような取決めをしているのか、または、位置付けになっているのか、両社の関係を教えていただけますでしょうか。

○設置者：この建物を1棟まるごと賃貸しているという状況でして、責任に関しても、当社ドン・キホーテの方にございます。ヤマダ電機さんはあくまでも家主というだけです。運営上のところではすべて、ドン・キホーテの方が責任主体となっています。

○委員：責任関係は賃貸契約の取り交わしの中で決まっているのですか。

○設置者：建物賃貸借契約を結んでいますので、そちらで決まっています。

○委員：その中に、ドン・キホーテさんが運営上の責任は一切負うというふうに明記されているのですか。

○設置者：はい、そうです。

○委員：はい、分かりました。

○会長：他に、いかがでしょうか。

そうしましたら、委員の皆さんから特にないようでしたら、ドン・キホーテ豊郷店の質疑につきましては、これで終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○設置者：ありがとうございました。

○会長：続きまして、（仮称）ザ・ビッグ豊郷店の変更届出につきまして、お願いいたします。

（仮称）ザ・ビッグ豊郷店 （法第5条第2項 変更）

○会長：（仮称）ザ・ビッグ豊郷店の変更届出につきまして、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分程度で御説明をお願いします。

○設置者： それでは、簡単に店舗の概要と周辺生活環境への影響の程度ということで、御説明をさせていただきます。

今回、テナントの入替に伴いまして、営業時間の変更および駐車場の利用時間の変更を届出させていただいております。また、配送計画の見直しに伴い、荷さばき時間の変更の届出もさせていただきます。

建物設置者は個人様ですが、実際に店舗を運営しておりますのは、イオンビッグ株式会社になります。

今回の変更の概要だけ御説明させていただきます。

営業時間につきましては、現状の9時から21時を、変更後、7時から23時に。

駐車場の利用時間は営業時間の前後30分ということで、変更後は6時半から23時30分までとさせていただきます。

また、荷さばきの時間につきましては、変更前、7時から20時までのところを、配送計画の立て直しということで、3時から22時までという届出をさせていただきます。

それでは、周辺の状況を御説明させていただきます。

届出書の図面3、建物配置図を見ていただければと思います。図面の右手が北方向、図面の下が東方向になります。店舗の東側に国道8号、北側および西側に町道が通っています。

建物の配置ですが、敷地の南側に店舗建物、北側に駐車場を配し、既存の敷地配置で営業をさせていただきます。また、建物の南側に荷さばき施設および廃棄物の保管施設を設けさせていただきます。

周辺の状況につきましては、届出書の図面2を御覧ください。

周辺は主に事業所、工場等の立地でございます。周辺の住居といたしましては、敷地の南西側およそ90メートルの位置に立地しています。また、東側につきましては、沿道には主に事業所等が立地していますけれども、最も近接する住居ということであれば、東側およそ70メートルのところに立地している状況でございます。

今回の営業時間、駐車場の利用時間帯および荷さばき時間の変更に伴って、周辺への影響ということで騒音の検証を行っております。今回、駐車場の利用時間帯が夜間に及ぶという変更になりますので、等価騒音レベルといたしましては、昼間ならびに夜間の

評価を行ってございます。さらには、夜間における最大値の予測ということで、荷さばきの夜間時間帯も計画してございますので、そういった作業の評価もさせていただいております。

予測地点につきましては、届出書の図面5、予測地点図にお示しさせていただいております。直近に住居がないというところではございますけれども、住居立地可能ということも踏まえまして、周辺の5地点で等価騒音レベルを予測させていただいております。

予測結果につきましては、すべての地点で等価騒音レベルの昼間および夜間、それぞれ基準内となっております。最も高い地点といたしましては、荷さばき施設の周辺の地域、あるいは出入口の前面というところが高い傾向を示す結果となっております。

また、夜間に発生する騒音ごとの予測結果、夜間の最大値の予測結果でございますが、同様に図面5の予測地点図を見ていただきますと、このうちの北側および東側につきましては、来客（車両）走行音の影響によりまして、基準を上回ります。また、店舗の南側、西側につきましては、作業関係音によりまして基準を上回る結果になってございます。

ただし、周辺の実際の住居の位置で見てまいりますと、すべての地点で基準を下回る状況になってございます。したがって、店舗から実質的に影響する地点に対しては、影響は軽微であるというふうに考えております。

この他、騒音に対する影響軽減という観点から、荷さばき施設には、敷地境界沿いに遮音壁を設けさせていただいております。これによりまして、90メートルほど離れた住居ではございますけれども、その影響を最小限にするという対応をさせていただいております。また、駐車場の中に、お客様に対しましてアイドリングストップ、あるいは空ぶかし禁止の周知看板を設置して、啓発・周知をさせていただいております。なお、3月からこの変更を行っているのですが、現在のところ、苦情等の発生はございません。

また、今回、23時までの営業時間の変更ということになりますので、防犯上の観点においても、周辺へのご迷惑等がないように、現状の運営でいきますと巡回警備を適宜行わせていただいているとともに、出入口につきましては、営業時間終了後には閉鎖をさせていただいております。

また、施設対応といたしましては、店舗の中、あるいは店舗の外に対しまして、防犯カメラを設置させていただきまして、一定の抑止力、あるいは防犯に対する対策をとらせていただいている次第でございます。今後もこの体制を継続して行う予定とさせていただきます。

立地法の届出後の説明会の状況について御説明させていただきます。

説明会におきましては、9名ほどの住民様のご出席がございました。この中で、立地法に関する部分でいきますと、今回、運営方法にかかわる変更になりますので、その手続に関する御質問、それと出入口の施錠をいかにするのかといった御質問、この2点が特に立地法に関連する部分として質疑をいただいております。

運営方法にかかわる部分は、届出後、変更可能であるという旨の御説明、出入口の施錠に関しましては、営業時間終了後には速やかに施錠するという御説明をさせていただいている資料でございます。出入口の施錠につきましては、現状においても実施している内容でございます。

最後に、景観について御説明をさせていただければと思います。

お手元にカラーの立面図、それと現状の店舗の写真をお配りさせていただいているかと思っております。

今回、既存の建物ということになって、特に大がかりな改修等は行っておりません。ただ、店舗の外壁面といたしましては、よりなじみやすいということで、クリーム色系を採用させていただいております。これにコーポレートカラーといたしまして、オレンジのベースの色を採用させていただいて、店名等を表示させていただいております。

また、この届出に際して、国道沿いにあるということからも、右折での入出庫というところのご指導も出ておりますので、国道側の出入口につきましては、右折を極力抑止するということから、看板でお客様の方には周知をさせていただいております。

簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。

○会長：はい、ありがとうございました。

そうしましたら、委員の皆様からご質問いただければと思います。

(仮称) ザ・ビッグ豊郷店に関する質問は、すべてこの場でお願いいたします。

- 委員：先ほどの景観について、概要資料の14ページまたは、この配布された図面の説明でもありましたが、滋賀県広告物条例を遵守した計画ということで、この条例がなければこうだったのに、条例があるがゆえに配慮したということは配布図面ですとどこになるのでしょうか。
- 設置者：条例がなければという意味での配慮というのは、特にはないのですが、私どもの会社の使用している看板で問題がないということだったので、そのまま対応させていただいたということでございます。
- 委員：あまり厳しい条例じゃないということですか。
- 設置者：厳しい、厳しくないは、判断が分かれるところでございます。
- 委員：御社の通常のものを使えるような規制であるということですか。
- 設置者：そうです。こう変えてくれというのは特にありませんでした。
- 委員：また、概要資料の14ページにあります「だれもが住みたくなる福祉滋賀まちづくり条例に基づき協力する。」というのは、何か御予定があるのですか。
- 設置者：「街並みづくり等の配慮」かどうか分からないのですが、今、町の方とも取り組んでいるのは、スマイルタウンバスと言って、町内の循環バスを敷地の中に乗り入れさせていただいております。また、相乗りタクシーと言いまして、豊郷町だけじゃないのですが、その周辺の自治体が共同で運行している乗り合いのタクシーがありまして、そちらのタクシーの乗り場も敷地内の方に設置させていただいて、周辺の住民の方が御利用できるようなにはさせていただいております。
- 委員：ありがとうございます。
- 会長：他に、いかがでしょうか。
- 委員：荷さばき時間ですけれども、変更後は3時からになっていますが、これは業務上どうしても3時でなければいけないのか。もしくは4時、5時でも可能なのか、その辺のところはどうでしょうか。
- 設置者：それに関しましては、私ども生鮮食品を扱っておりますので、確かに4時、5時であれば間に合うだろうという御意見もあるのですが、トラックが五月雨式に到着するものですから、遅くなれば開店まで間に合わないというのがあります。3時にしているのですが、3時ちょうどに始まっているかというのと、ちょっとずれて3時以降とか3時半とか、場合によっては4時ぐらいに始まって、何とか開店までに商品を売

り場に陳列するという事を考えれば、それぐらいの時間の余裕が必要であるという判断をしております。

○会長：他に、いかがでしょうか。

○委員：23時で閉めて、30分後ぐらいに従業員の人も出ていくのでしょうか。

○設置者：そうです。従業員の者は閉店後、速やかに帰るように指導していきまして、大体30分、遅くても1時間以内には帰るようにしてもらっております。

○委員：従業員の人が帰ったら駐車場の出入口は全部閉めて、次の日の朝までは開かないということですか。

○設置者：開かない状況です。

○委員：荷さばきのときは、従業員の方はいらっしゃるのでしょうか。トラックだけが来る訳じゃなくて、それを受け入れる側も必要と思うのです。

○設置者：受け入れる側も、早朝の従業員が早めに出勤して、受け入れております。

○委員：その従業員も車で来るかと思いますが、どうやって駐車するのでしょうか。

○設置者：建物の南・西に搬入車両専用の出入口がございまして、最初の方がそちらの入口から入ります。お客さんとは別に、専用で確保してございまして、従業員が入ってくるということなんです。

○委員：搬入車両専用から入ってきて、図面3で言うと右側の従業員用に止めるということでしょうか。

○設置者：そうです。北西の方にとめて、建物の中に入っていき、荷受けの車を待ち受けるという形になります。

○委員：この駐車場の中を従業員の車が通るのですけども、特に騒音とかは考えていらっしゃるのですか。

○設置者：今回、騒音予測の中には取り込んでおりません。先ほど周辺の状況を御説明したのですが、西側は基本的に事業所等が立地しているようなところでございまして、従業員に対しても店舗側から空ぶかしとか、そういったことがないような指導も行っておりますので、十分な配慮をしながら、従業員には指導徹底をさせていただいております。

○会長：他に、いかがでしょうか。

○委員：関連することで2点お伺いしたいと思います。

既に変更されてから半年ぐらいです。それ以前は別の事業者さんが運営されていると思うので、特に国道8号との関係で右折の入出庫にかかわるトラブル等が、これまで実態としてあったかどうか。

もう1つは、今日追加でお配りいただいた写真資料に右折入庫禁止という標識を出していただいているのですが、これはこの場所にしかないものなのか。それとも、いわゆる彦根側から来られるお客様とかに右折で入ってはだめですよということが事前に分かるようになっているのか。入口のところに来て初めて右折入庫禁止の看板が出てくるという形かと思いますので、手前側から何か案内・誘導ができないかと思います。例えば、店舗近接の交差点でなく、一つ手前の交差点で案内等をするなど、そのあたりいかがでしょう。

○設置者：この半年間、特に国道からの右折でトラブルというのはございません。それから、看板ですけれども、右折の入出庫の看板は店舗敷地のみ設置しています。どうしても看板の用地等の制約もございますので、現状のところ手前側に付いているという状況はございませんけれども、開店以降チラシの中に、手前の交差点で右折していただくよう周知をさせていただいております。その半年間の状況も踏まえますと、ある程度この形でも運営できているのかというふうに考えております。

○委員：分かりました。

○会長：他に、いかがでしょうか。

○委員：今のことに関連しているのですが、この写真ですよね。出るときは問題ないですけど、入庫とはどういうことですか。入ってから右折はだめだということですか。

○設置者：本日配布しました写真資料の左から2つ目の写真ですね。これは、国道向きに看板を設置させていただいております。したがって、入る前の状態でこの看板を見させていただいて、右折で入らないよう周知をさせていただいております。

これは敷地の中から見たものではなくて、道路側から見て、右折入庫を御遠慮くださいということで設置をさせていただいております。

○委員：先ほどの質問と一緒にすけれども、曲がってから右折禁止が分かるのではないのでしょうか。

○設置者：右曲がりには現地で確認しているつもりではおります。ただ、先ほどの話の中で、半年間、右折入庫ということでトラブルが発生していないということと、チラシ等で事

前に御周知をさせていただいておる現状を踏まえますと、一定、来てから分かる方もいらっしゃるかもしれないですけども、トラブルの要因にはなっていないじゃないかというのが今の状況でございます。

○委員：慣れた人は分かりますけど、もう少し道路から見えるほうが良いのではと思います。

○会長：左折する側は入口の大きな矢印看板があります。この看板の裏ぐらいに、右折入庫禁止の情報があるといいと思います。この配布いただいた写真では裏が分からないのですけれども、右折入庫禁止の表示があれば、看板のサイズもありますし、遠くからでも分かるかなと思います。

○設置者：分かりました。今後、トラブル等の一つの要因になってくれば、そういった対応も検討させていただきます。

○会長：お願いします。

他、いかがでしょうか。

○委員：騒音のことについて、専夜間の最大値で a, b, c, d のところでかなり超過しているところがあって、今現在は周辺に業務用の事業所等が多いということで、住宅にはあまり影響がないということですけど、今後、万が一この辺で土地利用の変更等があり、近隣に住宅が立地するなどがあった場合には、騒音の対応などが御検討されるでしょうか。

○設置者：周辺の土地利用の状況、特に、住宅等の立地があれば、その内容を踏まえて、対策の検討はさせていただきます。

○会長：他に、いかがでしょうか。

委員の皆様からご質問ないようでしたら、これで（仮称）ザ・ビッグ豊郷店に関する質疑を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○設置者：ありがとうございました。

○会長：続きまして、西松屋近江今津店に関する御説明をお願いします。

西松屋近江今津店（法第5条第1項 新設）

○会長：西松屋近江今津店の新設届出につきまして、周辺地域の生活環境の影響と配慮事項を中心に、10分ぐらいで御説明をお願いできればと思います。

○設置者：届出の内容について御説明させていただきます。

事前に御確認いただいている内容かとは思いますが、既存で営業しております西松屋チェーンでございますが、現状約980㎡程度、大店立地法にかからない店舗で営業しております。現況、届出書添付の建物配置図の右側部分が倉庫になっておりまして、そちらを売場にするというところで、1,000㎡を超える新設の届出となります。その他、駐車場の配置計画等につきましては、大きく変更ございません。

届出事項につきましては、事前にお配りしている資料のとおりでございます。駐車場の計画につきましては、西側の県道沿いに出入口を現状1か所設けておりまして、増床後につきましても、同じ出入口で交通誘導を行う計画でございます。

誘導経路につきまして、事前に所轄警察署の高島警察、また滋賀県警本部と協議をさせていただきました。原則である左折イン・アウトでの誘導を行う場合、南側方面からのお客様が西側約1キロ程度迂回をして、左折で来る経路になります。退店に関しましても、南側に出庫していただいた後に、西側に大きく迂回してお帰りいただく経路になるというところですので。現状、既に営業しております店舗であることから、所轄警察さんもよく現場を御覧になっていただいている状況で、右折入出庫の経路に対して大きな問題等がないため、今回につきましては右折また左折での来店、退店につきましても右左折での出庫で問題ないのではないかとというところで、事前に協議をした結果で今回の誘導経路を設定しております。

また、交通の検証につきましては、周辺の調査地点A、Bの2交差点にて行いました。現状既に営業しておりますが、検証方法につきましては、現況の西松屋近江今津店に来ていただいているお客様が交通量調査に乗っておりますが、何もない状態として想定し、ピーク時台数すべて上乗せさせていただいて検証を行いました。結果としましては、交差点A、B、休日、平日ともにすべての交差点で0.9を下回る需要率の結果、また混雑度につきましても、すべての車線で1.0を下回る結果となっておりますので、店舗増床後につきましても、大きな交通の影響というものはないと考えております。

また、騒音に関してですが、設備機器等につきましても、増床後において新たな騒音源は発生いたしません。現況と同じ設備機器の配置や設置となります。騒音源につきまして、北側の排気口に関しまして、敷地境界で規制基準値を超過するポイントがございますが、保全対象となる住居の外壁にて予測を行った結果、基準を下回る結果となって

おりますので、現況から大きく変わらないところ等を含めまして、店舗増床後におきましても、大きな騒音の影響等はないものと考えております。

以上で届出概要の説明を終了させていただきます。

○会長：はい、ありがとうございました。

そうしましたら、委員の皆さんからご質問いただければと思います。

西松屋近江今津店に関する質問は、すべてこの場でお願いいたします。

○委員：この店舗の周辺について、特に夏季は海水浴客の自動車交通量が増えると思いますが、特に夏季のピーク時に何らかの店舗に来店する車の数が増える、あるいは海水浴客との影響で交通処理上、支障を来すということはなかったでしょうか。

○設置者：夏季の琵琶湖海水浴客での交通量増加というのは、湖周道路は全体的に混むという状況であります。西松屋店舗の業種としては幼児関係の衣料品なので、琵琶湖の御利用者がそのまま店舗を利用することは、なかなか見込めないというところですが、届出書の本編に書かせていただいたのですが、店舗の繁忙期等で、来店客が増加するのではないかと予測できる日時につきましては、交通誘導員を配置するというところで対策したいと考えております。

現況ですが、つい先日も私、店舗の方に行かせていただいて、基本的なピークであります昼間から夕方にかけて確認させていただいたのですが、駐車場に関しても最大で15台程度の稼働率でした。そもそも、業種との兼ね合いも考えますと、海水浴客が来るというのは、あまり見込みはないと考えています。実際そういう状況になった場合につきましては、人間で誘導、また安全確保等の対策をしていければと考えております。

○会長：他に、いかがでしょうか。

今の交通の話もあるのですが、騒音の方で既に営業されているので実情はあると思うのですが、夜間の最大値も少し超えている場所があるかと思います。場所によって苦情であるとか、あるいは何かトラブルとか、現状として問題ないのかということを確認させてください。また、仮に今後発生した場合、どんな対応をするかということをお願いします。

○設置者：現状、今年の7月にオープンさせていただきまして、それから1年1か月、2か月たっているのですが、今のところ地域の方からのクレーム、苦情というのはございません。今、超過しているポイントは北側の予測地点になるのですが、24時間の排気

口部分が夜間に一部超過しております。現況、住居が少し離れた位置にありまして、この間に住居が立地する可能性が、将来的にいつか可能性もあるのですけれども、そのときに関してはフードカバーですとかで対応可能と考えております。

御意見等あった場合につきましては、その騒音の対策等について弊社の方から、御相談させていただきたいと考えております。

- 会長：他、いかがでしょうか。
- 委員：概要資料で、「水質汚濁が生じないよう、排水対策には十分注意されたい。」と、高島市からの意見がございます。店舗からは排水とか生じることがあるのでしょうか。
- 設置者：ないです。
- 委員：そうすると、この意見はピントがずれているのではないかと思うのです。
- 設置者：そうです。一応、担当課に確認させていただいたところ、建物設置者がヤマダ電機さんで、今はテナントとして私どもが入店していますので、将来的にそういう排水的な何かが生じる場合は、協議をして対策してくださいというような御意見のようです。
- 会長：他に、いかがでしょうか。
- 委員：今回の交通のところでは先ほど御説明があったと思うのですが、これは実際に交通量を観測されたものから、前の床面積での発生交通量を引いて「現況」という書き方をされているのでしょうか。
- 設置者：今回は安全側での検証をするために、今の西松屋の発生交通量を引かずに、ゼロ平米から1,200平米に上がった場合の発生交通量を現況交通量に乗せて予測しています。
- 委員：分かりました。
- 会長：他に、いかがでしょうか。
ないようでしたら、これで西松屋近江今津店の御質問を終わりたいと思います。
どうもありがとうございました。
- 設置者：ありがとうございます。
- 会長：ちょっと時間は押していますが、5分ぐらい休憩をとりまして、43分ぐらいから始めましょうか。

[午前11時38分 休憩]

◇

〔午前 11 時 43 分 再開〕

○会長：では、再開したいと思います。

審議に入ります前に、先ほど御質問の中に出ました変更届出に関して、新設等のときにどういう附帯意見があったかを確認いただいたので、まず、そちらをお願いします。

○事務局：まず、ドン・キホーテ豊郷店の新設当時というのは、（仮称）テックランド豊郷店という店舗でございまして、審議会からの答申では、意見はなしですが、附帯意見として、読み上げますと「駐車場等住宅が隣接していることから、開店後、夜間および早朝に店舗敷地内走行する車両に係る騒音発生に関して、近隣住民から意見や苦情が出た場合には、誠意をもって対応協議されたい。」という附帯意見を付しております。

あと、審議の途中、設置者の説明に、ちょっとあやふやな感じのところが 1 か所あったと思います。従業員用駐車場内において、10 キロ走行で、騒音予測結果が規制基準値を超過するのか、しないのかということを委員から設置者に対してご質問いただいたと思うのです。過去の届出書を事務局でも確認させていただきますと、過去の届出書でも同じように、今回の届出同様、b のところで騒音予測しております。このときは、10 キロ走行で来客車両走行音と従業員車両走行音を含んだ形で、予測地点 b で幾らになるかを予測しています。

b 地点に関しましては、過去の届出のときが 48 dB でございます。規制基準値が 45 dB でございますので、超過しておりますが、住居側の B 地点で再予測しますと、当時の予測結果によりますと、規制基準値を下回る 43 dB という結果が出ておりますので、規制基準値を満足する予測結果となっております。

○委員：設置者が先ほどした説明では、届出書類を確認して、従業員車両が時速 10 キロで規制基準値をクリアしていると説明したと思います。

○事務局：新設当時の騒音予測方法として従業員車両も含めて、来客用車両も時速 10 キロで予測しています。ただし、今回の届出では過去の審議会でも「来客用の車両が 10 キロ走行というのは現実的ではない」という御意見をいただいたということもありまして、来客用車両に関しましては 20 キロ走行という形で予測していただいています。もちろん、20 キロ走行にしますと騒音の予測結果は大きくなりますので安全側で見ているといえます。従業員用駐車場に関しましては、先ほど設置者から説明がありました

ように、10キロ走行で指導しますということで、届出をされているという状況でございます。

○委員：駐車場の走行スピードは一律に決めているということではないのですか。例えば来客車両が20キロで規制値を超過するから、時速10キロにするというのは通るのでしょうか。

○事務局：我々が審査する中では、従業員とか自社の倉庫からの搬入であるなどの場合の荷さばき車両は、店舗側からの指導によって、ある程度店舗側がコントロールできる車両でございますので、10キロというのは一定認めております。

ただ、来客用車両に関しましては、10キロで走ってくださいと言っても、対象が不特定多数でございまして、また、「騒音予測の手引き」というものが経済産業省から出されているのですけれども、そちらでも一つの例として20キロで約82dBの音が出るというふうに書いてありますので、その例や騒音モデル式などを用いて20キロ走行でどれだけ音が発生するか指導させていただいているところでございます。

○会長：仮に従業員が10キロで走らずに、20キロで走っていて、音がうるさいという苦情が来た場合は、10キロで走るように指導しなさいというふうになるということでしょうか。

○事務局：そうです。

○会長：逆に、お客さんに対してはそこまでコントロールできないから、最初から20キロで計算しておくようにと、そういう違いということですね。

○事務局：はい。

話を戻させていただきますと、過去の附帯意見ということで、もう1件ございます。

ザ・ビッグ豊郷店の方でございます。こちらの店舗に関しましては、新設の届出が平成14年で、そのときは「ユーストア豊郷店」という名称でございました。このときの附帯意見といたしましては、店舗敷地北側の町道高野瀬・三津線に面する駐車場出入口に係る入出庫車の事故防止等の交通安全対策について、建物設置者により適切に講じられることを求める、という内容の附帯意見の答申をいただいております。

騒音に関する意見は、平成14年届出のときはございません。

その後、平成24年に変更届出をしております。このときは、ユーストアから「ピアゴ豊郷店」という名称に変わっておりまして、駐車場の減少の届出でございます。今回の

ザ・ビッグ豊郷店の届出の図面で言いますと、従業員用駐車場となっておりますが、この部分に飲食店を誘致したいということで、駐車場の減少届出をされております。ただ、ピアゴさんはここに飲食店を誘致せずに、現況も駐車場のままでございます。このときの答申内容は、意見なし、付帯意見もなしという形でございます。

○会長：今のお話に関しての質問は、何かありますか。

○委員：今後の話ですけれども、変更は今後も増えてくることが想定されます。大規模店が、ヤマダ電機みたいに不採算店をどんどん撤退させて、新しいテナントが入るといふときの審議資料として、過去の審議経過等を付記していただいた方が効率的な審議になると思います。

○会長：それは次回以降、附帯意見の内容等を当日審議でも構いませんので、付けていただくということをお願いします。。

では、審議の方に入ってよろしいですか。

まず、(仮称)ドン・キホーテ豊郷店の届出内容につきまして、御審議いただきたいと思えます。皆さん、いかがでしょうか。

基準的な意味で言うと24時間営業ということなので、騒音で夜間の基準値を超える場所があること、それから夜間に青少年がい集することがないよということがあると思えます。それ以外に、従業員用駐車場の話とか地域との連携の話、これは、変更前からそうですが、国道8号の右左折の話、あと照明の話が出たかと思えます。

いかがでしょうか。

特になければ、最初に申し上げました2つの事項に関して、附帯意見の案を読み上げますので、今日の議論を踏まえて、もし追加する話等がありましたら御意見いただいてもよろしいですか。

まず、2点読み上げます。意見はなしで、附帯意見ということよろしいでしょうか。

「騒音の夜間最大値の基準値を超過する地点があることから、近隣住民から騒音をはじめとする苦情や意見が出た場合には、誠意をもって対応協議し、必要に応じて適切な対策を講じられたい。また、駐車場区画の夜間制限区域については、利用時間以外は確実に閉鎖すること。」、これは騒音に関する内容です。もう1点が、「24時間営業を行うことから店舗に青少年がい集することがないように、巡回や呼びかけ等の対策を実

施されたい。」という、騒音に関する話と青少年のい集防止に関する話の2件の附帯意見ということで、いかがでしょうか。

○委員：営業時間に関しては、客の入り方を見ながら考えますということもあり、届出では24時間営業としていますが、実際は2時までの営業とされています。今回の附帯意見というものは、届出の24時間を前提にした意見にしても良いかと思いますが、実際2時で営業しているという話を聞いての意見として、お客さんの入り方に応じて閉店時間の早期化を検討されたい、というようなことまで附帯意見に付けていいのではないかと思います。

○会長：前回も、騒音対策の一つとして店舗の閉店時間の繰り上げも含めて考えてほしいという附帯意見を付けました。青少年のい集がないようにという対策の一つとして、営業時間の短縮も含めて検討されたいというのも付してよいかと思います。

事務局に確認ですが、前回もこういう話がありましたけど、附帯意見を付す上で、対策の一例としても営業時間の変更も含めて考えてほしいというのは問題ないでしょうか。

○事務局：騒音で付けたことがございます。同じ対応かと思えます。

○会長：それでしたら、青少年のい集ということに関して、対策の一つとして、営業時間短縮を含めて考えられたいと、そういう附帯意見を付したいと思えます。

○委員：営業時間に関しては、騒音に関する事項にもかかると思えます。例えば、上記の2つの観点から、状況に応じて閉店時間の早期化を検討されたいというようなことを述べればいいのではないかと思います。

○会長：他の委員の皆様も今の内容の附帯意見を追加することに関して、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

細かな文言はまた修文するかもしれませんが、先ほど申しました2件に加えて、「上記2件に関して問題が発生した場合には、営業時間の変更等も含めて適切に対応されたい。」と、そんな文言でよろしいですか。

では、今のものも含めた3件を附帯意見として付すということで、よろしいでしょうか。

○委員：現在2時までやっているということでしょうか。

○事務局：2時まで営業しております。営業時間の変更は届出をしたら、すぐに変更できる事項になりまして、24時間で届出されていますので、24時間の範囲内であれば、営業が可能という形になります。

○委員：そうすると、変更届出の書き方としては、現在の営業時間である2時までとすべきではないでしょうか。

○事務局：理想としては現状に合わせた形として、2時までという届出が望ましいのですが、届出上、営業時間というのは規制できる項目ではございませんので、届出する者が24時間で営業したいということでしたら、それに基づいた形で騒音予測等もしていただき届出いただくこととなります。

○会長：設置者が届出書類を出してから、この審議会に出てくるまでタイムラグがあります。今回の変更の場合、届出書を出したら、すぐに変更できる項目なのです。既にドン・キホーテになった後の状態で審議会に出てきているという状態です。新設の場合でしたら審議して、県の意見の有無通知があり、意見なしであればオープンです。新設の場合と、変更の場合では内容によっては時間のずれがあります。

○委員：わかりました。

○会長：では2件目、ザ・ビッグ豊郷店につきまして御意見をいただけますか。

こちら、店舗の営業時間を延刻ということで、騒音の話と青少年のい集の話が出てくるかと思えます。あと、出入口の施錠の話、広告物条例の話、荷さばき時間が3時にしているというような議論があったかと思えます。

こちら案を読み上げますので、それに関して、もし何か御意見があれば、お願いします。

まず、「意見はなし」でよろしいですか。

附帯意見で、同様に騒音と青少年の蝟集の話と2件ありまして、「騒音の夜間最大値の基準値を超過する地点があることから、近隣住民から騒音をはじめとする苦情や意見が出た場合は、誠意をもって対応協議し、必要に応じて適切な対策を講じられたい。」

ということが1点。もう1点が、「23時まで営業を行うことから、店舗に青少年がい集することがないように、巡回や呼びかけ等の対策を実施されたい。」という、1つ前のものと同じような話ですが、この2件を附帯意見として付したいと思いますが、いかがでしょうか。

そうしましたら、今の2件を附帯意見にしたいと思います。

続きまして、3件目の西松屋近江今津店の内容につきまして、御審議いただければと思います。

こちらは、騒音のお話と、出入口の右折イン・アウトが可能だという附帯意見だと思いますが、そのあたりでよろしいですか。

では、こちらの案を読み上げますので、御意見をください。

まず、「意見はなし」でよろしいですか。

では、附帯意見として、まず騒音の話です。「騒音の夜間最大値の基準値を超過する地点があることから、近隣住民から騒音をはじめとする苦情や意見が出た場合は、誠意をもって対応協議し、必要に応じて対策を講じられたい。」と、前のものと同じですが、こういった文言を付けてはと思います。

それから、右左折入庫に関しては、「出入口に面する道路は左折での入出庫に加え、右折での入出庫を可能としているため、交通整理員の配置、経路誘導看板の設置および路面表示を行うなど、来退店車両誘導の徹底およびその他適切な方法により、出入口の入出庫方法の実効性の確保対策および十分な交通安全を講じられたい。」と、これも通常よく出す文言ですが、この2件についていかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、3件目も、こういった附帯意見ということにさせていただければと思います。細かな文言は、1点目は追加をしましたので少し修文するかもしれませんが、また御確認いただければと思います。

以上ですべての案件の審議を終えましたので、今、審議しました結果を、滋賀県大規模小売店舗立地審議会運営規程第7条第1項に基づき、知事へ答申いたしますので御了解いただければと思います。

なお、知事への答申文の案文につきましては、後日改めて委員の皆様にも確認いただいた上で、答申することによろしいでしょうか。

では、事務局から報告事項等があれば、お願いいたします。

3. その他

○事務局：長時間の御審議、ありがとうございました。

では、連絡事項が1件ございますので、報告させていただきます。

次回審議会の審議予定案件でございます。本日配布しております概要資料の29ページからでございます。次回審議会の審議予定案件に関しましては新設が2件、変更が1件、そして1件報告として計画しております。

まず、29ページの左側です。大津市にて営業中のアヤハディオ大津店でございます。設置者は綾羽株式会社でございまして、営業時間の変更、駐車場利用時間の変更となっております。こちらの届出に関しましては、同じ資料の30ページの⑦、⑧に該当する案件となっておりますので、報告という形での処理を計画しております。

2件目が資料の左から2つ目でございますけれども、長浜市で営業予定の（仮称）ドラッグコスモス八幡中山店でございます。設置者は株式会社コスモス薬品でございまして、医薬品を扱う店舗となっております。

3件目が左から3つ目でございますけれども、近江八幡市で営業予定のファッションセンターしまむら近江八幡店でございます。設置者は株式会社しまむらでございまして、衣料品を扱う店舗となっております。

最後、資料の一番右でございますけれども、ハイパーブックス彦根でございます。こちらは変更の届出となっております、敷地内に店舗を誘致する計画がありますので、駐車場台数の減少、営業時間の変更等がございます。設置者は滋賀不動産株式会社となっております。

次回の審議会に関しましては、既に御案内させていただいたと思うのですが、11月1日、水曜日、14時からの予定でございます。よろしくお願いたします。

○会長：御質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、これで本日の会議を閉会としたいと思います。

司会の方にお返しします。

4. 閉会

○中小企業支援課：本日は長時間にわたり御審議賜りまして、まことにありがとうございました。

今後ともよろしくお願いたします。

〔午後 0時10分 閉会〕